



# 在上海日本国総領事館からのお知らせ

## ●「在留届」提出のお願い

外国に住居又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する場合、旅券法第16条により、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を速やかに提出するよう義務づけられています。

また、住所や電話番号に変更が生じた場合は「変更届」を、日本へ帰国する場合または当館管轄外(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省以外)へ転出される方は「帰国・転出届」を、それぞれご提出ください。

※当地公安局で申請する「居留許可」とは異なります。

現地で事件・事故等緊急事態が発生した場合の安全情報等がメールにて受信可能となりますので、下記URLよりご登録をお願い致します。また、ご帰国を含め、上海管轄外(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省以外)に転出される方は、「帰国・転出届」もご提出ください。 ※「在留届」は以下のURLから電子登録できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

## ●在外選挙の登録

海外でも日本の国政選挙の投票が可能です。登録の条件は、当館に「在留届」が提出済みで、かつ日本での住民票の転出を済ませている満18歳以上の日本国籍者です。登録には通常2～3ヶ月を要するため、お早めに在外選挙人登録の申請を行って下さい。申請は当館窓口で直接お越し頂くか、領事出張サービスをご利用ください。申請書等、詳細は以下のURLからご確認ください。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/elect2b.html>

## ●パスポートのお取り扱い

最近、居留証の切替申請に際し、出入国管理局よりパスポートが破損していることにより申請を拒否されるケースが増えています。この場合、パスポートを新たに切り替える



パスポート、各種証明・届出、在外選挙に関するお手続き前には、必ず領事館HPをご確認ください。

こととなります。

パスポートの破損・紛失・盗難を防止するためにも、お取り扱いにはくれぐれも注意して下さい。

※ページが破れている、落書きがある等、軽微な損傷の場合でも申請を拒否されるケースがあります。

## ●在上海日本国総領事館の連絡先

### ■在上海日本国総領事館・広報文化センター

住所: 上海市万山路8号

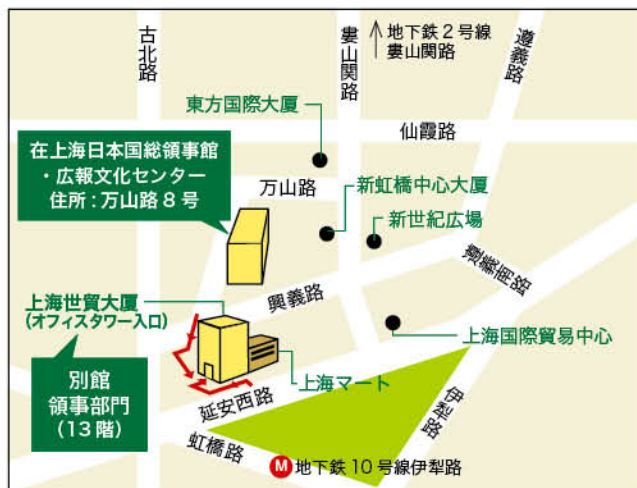
電話: 021-5257-4766(代表)

※夜間・休日の緊急連絡先事務所は内線「0」

### ■在上海日本国総領事館 別館 領事部門

住所: 上海市延安西路2299号

上海世貿大廈(上海マートタワー)13階



## 事務局便り

今年1月から流行した新型コロナウイルスの影響で、幼稚園や学校などの教育施設は一時的に休校の状態となった。上海では、6月末まで休校が続いた。この半年間は共働き夫婦にとって大変だったが、感染予防、健康強化の点から見ると、子どもたちは家に待機して、人との接触を控えることが基本的な予防対策だ。

家で待機していても、勉強は中止せず。3月からオンライン授業が始まった。息子は幼稚園3年生だが、入門の英語レッスンを申し込んだ。毎日タブレットで事前に録画された授業映像を視聴し、宿題とテストもタブレットで完成する。分からないところや、相談したいことがあれば、WeChatを通じて先生に相談できる。このような形の授業は、従来型の授業やLive配信のオンライン授業と違い、何回でも再生できるという特徴がある。いま現在幼稚園はすでに開校しているが、オンライン授業はこれからも続けたい。息子に感想を聞いてみると、「タブレットの英語レッスンは面白い」と答えた。(キン)